

令和3年第2回神奈川県議会定例会

提 出 議 案 説 明 資 料

(6 月 15 日 提 案 分)

神 奈 川 県

目 次

ページ

1	令和3年第2回神奈川県議会定例会（6月15日提案分）提出議案件数調	1
2	令和3年度6月補正予算会計別集計表	1
(1)	令和3年度神奈川県一般会計6月補正予算（1）局別財源調書	2
(2)	令和3年度神奈川県一般会計6月補正予算（2）局別財源調書	3
3	令和3年度6月補正予算の内容	4
4	令和3年度一般会計6月補正予算（2）地方債について	5
5	SDGsを活用した社会的課題の解決促進について【政策局】	7
6	かながわボランティア活動推進基金21条例の一部を改正する条例の概要【政策局】	8
7	地方税法第37条の2第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める条例の一部を改正する条例の概要【政策局】	9
8	事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例の概要【政策局】	10
9	神奈川県手数料条例の一部を改正する条例の概要【総務局】	11
10	神奈川県県税条例の一部を改正する条例の概要【総務局】	12
11	宿泊施設における新型コロナウイルス感染症対策等の支援について【国際文化観光局】	14
12	新型コロナウイルス感染症の拡大防止に係る指定管理施設の追加費用等の負担について【国際文化観光局】	15
13	食品産業における輸出向け対応施設の整備について【環境農政局】	17
14	高病原性鳥インフルエンザ等防疫体制の整備について【環境農政局】	18
15	新型コロナウイルス感染症対策に係る生活支援について【福祉子どもみらい局】	19
16	高齢者施設における非常用自家発電設備等の整備について【福祉子どもみらい局】	21
17	新型コロナウイルス感染症対策に係る学びの保障等について【福祉子どもみらい局】	22
18	婦人保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の概要【福祉子どもみらい局】	23
19	地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の概要【福祉子どもみらい局】	24
20	福祉ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の概要【福祉子どもみらい局】	25

21	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の概要【福祉子どもみらい局】	26
22	指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の概要【福祉子どもみらい局】	27
23	指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の概要【福祉子どもみらい局】	28
24	指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の概要【福祉子どもみらい局】	29
25	指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の概要【福祉子どもみらい局】	30
26	障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の概要【福祉子どもみらい局】	31
27	障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の概要【福祉子どもみらい局】	32
28	保護施設等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の概要【福祉子どもみらい局】	33
29	和解の概要【福祉子どもみらい局】	34
30	新型コロナウイルス感染症対策に係る医療提供体制の維持等について【健康医療局】	35
31	動産の取得の内容【健康医療局】	36
32	動産の取得の内容【健康医療局】	37
33	テレワークの導入支援について【産業労働局】	38
34	新型コロナウイルス感染症対策に係る事業者支援について【産業労働局】	39
35	地域公共交通事業者における新型コロナウイルス感染症対策強化への支援について【県土整備局】	41
36	令和3年度一般会計6月補正予算（2）債務負担行為について【県土整備局】	42
37	令和3年度県営住宅事業会計6月補正予算（2）債務負担行為について【県土整備局】	43
38	塚山公園の指定管理者の指定の概要【県土整備局】	44
39	保土ヶ谷公園の指定管理者の指定の概要【県土整備局】	44
40	三ツ池公園の指定管理者の指定の概要【県土整備局】	45
41	葉山公園及びはやま三ヶ岡山緑地の指定管理者の指定の概要【県土整備局】	45

42	湘南海岸公園の指定管理者の指定の概要【県土整備局】	46
43	城ヶ島公園の指定管理者の指定の概要【県土整備局】	46
44	恩賜箱根公園の指定管理者の指定の概要【県土整備局】	47
45	辻堂海浜公園及び湘南汐見台公園の指定管理者の指定の概要【県土整備局】	47
46	観音崎公園の指定管理者の指定の概要【県土整備局】	48
47	東高根森林公園の指定管理者の指定の概要【県土整備局】	48
48	相模原公園の指定管理者の指定の概要【県土整備局】	49
49	大磯城山公園の指定管理者の指定の概要【県土整備局】	49
50	七沢森林公園の指定管理者の指定の概要【県土整備局】	50
51	四季の森公園の指定管理者の指定の概要【県土整備局】	50
52	座間谷戸山公園の指定管理者の指定の概要【県土整備局】	51
53	津久井湖城山公園の指定管理者の指定の概要【県土整備局】	51
54	茅ヶ崎里山公園の指定管理者の指定の概要【県土整備局】	52
55	あいかわ公園の指定管理者の指定の概要【県土整備局】	52
56	おだわら諏訪の原公園の指定管理者の指定の概要【県土整備局】	53
57	境川遊水地公園の指定管理者の指定の概要【県土整備局】	53
58	県営住宅（横浜等地域）の指定管理者の指定の概要【県土整備局】	54
59	県営住宅（川崎地域）の指定管理者の指定の概要【県土整備局】	54
60	県営住宅（相模原等地域）の指定管理者の指定の概要【県土整備局】	55
61	厚生住宅及び県営住宅（横須賀三浦地域）の指定管理者の指定の概要【県土整備局】	55
62	新型コロナウイルス感染症対策に係る学びの保障等について【教育委員会】	56
63	県立高校における耐震補強工事について【教育委員会】	57
64	令和3年度一般会計6月補正予算（2）継続費について【教育委員会】	58
65	動産の取得の内容【教育委員会】	59
66	警察組織に関する条例の一部を改正する条例の概要【警察本部】	60
67	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る信号機等に関する基準を定める 条例の一部を改正する条例の概要【警察本部】	61
68	和解の概要【警察本部】	62
69	動産の取得の内容【警察本部】	63

1 令和3年第2回神奈川県議会定例会（6月15日提案分）提出議案件数調

(1) 予 算

区 分	件 数		
	その2 (6月補正予算(1))	その3 (6月補正予算(2))	計
一 般 会 計	1	1	2
特 別 会 計	—	1	1
企 業 会 計	—	—	—
合 計	1	2	3

(2) 条例その他

区 分	件 数		
	その2	その3	計
条 例 の 改 正	18	—	18
動 産 の 取 得	3	1	4
指 定 管 理 者 の 指 定	24	—	24
そ の 他	2	—	2
合 計	47	1	48

2 令和3年度6月補正予算会計別集計表

(単位 千円)

会 計 別	前回までの累計額	今回補正額			合 計 額
		(1)	(2)	計	
一 般 会 計	2,238,743,184	11,618,648	36,817,647	48,436,295	2,287,179,479
特 別 会 計	2,047,484,222	—	—	—	2,047,484,222
企 業 会 計	149,343,809	—	—	—	149,343,809
合 計	4,435,571,215	11,618,648	36,817,647	48,436,295	4,484,007,510

(参考) 前年度(令和2年度)の状況

(単位 千円)

会 計 別	前回までの累計額	6月補正額			合 計 額
		(1)	(2)	計	
一般会計	1,971,841,370	1,403,231	149,279,910	150,683,141	2,122,524,511
特別会計	2,142,245,142	563,627	—	563,627	2,142,808,769
企業会計	148,646,708	—	—	—	148,646,708
合 計	4,262,733,220	1,966,858	149,279,910	151,246,768	4,413,979,988

(1) 令和3年度神奈川県一般会計6月補正予算(1)局別財源調書

(単位 千円)

局 別	予 算 額	財 源 内 訳									備 考	
		国 庫 支出金	分担金 及 び 負担金	使用料 及 び 手数料	財 産 収 入	寄 附 金	繰 入 金	諸 収 入	県 債	一 財 源		
国際文化 観光局	2,685,868	2,685,868										
産業労働局	8,336,960	8,187,129									149,831	
県土整備局	595,820	595,820										
小 計	11,618,648	11,468,817									149,831	
								149,831			△ 149,831	その他 特定収 入
合 計	11,618,648	11,468,817						149,831				

(2) 令和3年度神奈川県一般会計6月補正予算(2)局別財源調書

(単位 千円)

局 別	予 算 額	財 源 内 訳									備 考
		国 庫 支出金	分担金 及 び 負担金	使用料 及 び 手数料	財産 収入	寄附金	繰入金	諸 収入	県 債	一 般 財 源	
政 策 局	15,000	7,500				1,000				6,500	
国 際 文 化 観 光 局	20,738									20,738	
環 境 農 政 局	493,239	493,239									
福 祉 子 ども み ら い 局	30,416,376	30,259,421								156,955	
健 康 医 療 局	5,620,603	5,187,172								433,431	
教 育 局	251,691								62,000	189,691	
小 計	36,817,647	35,947,332				1,000			62,000	807,315	
							807,315			△ 807,315	その他 特定収 入
合 計	36,817,647	35,947,332				1,000	807,315		62,000		

3 令和3年度6月補正予算の内容

新型コロナウイルス感染症対策の推進など、早急に対応する必要がある事業について、補正予算措置を講ずる。

(1) 令和3年度一般会計6月補正予算(1)の内容

ア 事業者支援	8,149,208千円
イ 感染症対策	3,469,440千円

(2) 令和3年度6月補正予算(2)の内容

ア 新型コロナウイルス感染症対策

(ア) 医療提供体制の維持等	5,620,603千円
(イ) 生活支援	30,177,455千円
(ウ) 学びの保障等	302,277千円
(エ) その他	35,738千円

イ その他(新型コロナウイルス感染症対策以外)

(ア) 食品産業における輸出向け対応施設の整備	486,226千円
(イ) 高病原性鳥インフルエンザ等防疫体制の整備	7,013千円
(ウ) 高齢者施設における非常用自家発電設備等の整備	126,335千円
(エ) 厚木高校整備工事費	62,000千円

【継続費変更】 704,000千円

※変更前 642,000千円

(オ) 民間活力の導入による県営住宅の建替えの推進(県営住宅事業会計)

- ・ 県営上溝団地特定事業費【債務負担行為の設定】

限度額 15,441,235千円

- ・ 県営追浜第一団地特定事業費【債務負担行為の設定】

限度額 4,040,163千円

- ・ 中高層公営住宅建設事業費【債務負担行為の設定】

限度額 20,801千円

【予算に関する説明書（その3） 14～15頁】

4 令和3年度一般会計6月補正予算（2）地方債について

地方債の前前年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書

区 分	前前年度末 現在高	前年度末 現在高	当 該 年 度 中 増 減 見 込 み		当 該 年 度 末 現在高見込額		
			当 該 年 度 中 起 債 見 込 額	当 該 年 度 中 元 金 償 還 見 込 額			
	千円	千円	千円	千円	千円		
1 普 通 債	(1,322,918,012) 1,612,073,277	(1,298,538,945) 1,598,079,966	補正前の額	77,166,000	(132,882,777) 106,980,477	(1,242,884,168) 1,568,327,489	
			補 正 額	62,000	-		
			計	77,228,000	(132,882,777) 106,980,477		
	(1) 民 生	(30,145,162) 35,440,677	(32,899,018) 37,914,249	補正前の額	4,744,000	(2,901,017) 4,118,752	(34,742,001) 38,539,497
				補 正 額	-	-	
				計	4,744,000	(2,901,017) 4,118,752	
	(2) 衛 生	(20,513,525) 22,534,275	(20,473,941) 22,647,556	補正前の額	606,000	(1,756,345) 1,246,916	(19,323,596) 22,006,640
				補 正 額	-	-	
				計	606,000	(1,756,345) 1,246,916	
(3) 労 働	(7,543,250) 9,017,225	(6,997,900) 8,890,075	補正前の額	407,000	(653,240) 440,150	(6,751,660) 8,856,925	
			補 正 額	-	-		
			計	407,000	(653,240) 440,150		
(4) 農 林 水 産	(79,774,627) 98,705,517	(73,451,087) 91,930,787	補正前の額	2,426,000	(7,779,107) 7,410,367	(68,097,980) 86,946,420	
			補 正 額	-	-		
			計	2,426,000	(7,779,107) 7,410,367		
(5) 土 木	(860,425,762) 1,064,202,907	(841,463,663) 1,053,567,478	補正前の額	42,972,000	(88,360,748) 55,513,922	(796,074,915) 1,041,025,556	
			補 正 額	-	-		
			計	42,972,000	(88,360,748) 55,513,922		
(6) 警 察	(62,629,495) 74,462,320	(59,425,498) 69,983,588	補正前の額	3,138,000	(4,722,611) 7,009,266	(57,840,887) 66,112,322	
			補 正 額	-	-		
			計	3,138,000	(4,722,611) 7,009,266		
(7) 教 育	(143,344,163) 168,591,503	(152,598,937) 180,361,812	補正前の額	18,414,000	(11,878,906) 16,508,441	(159,196,031) 182,329,371	
			補 正 額	62,000	-		
			計	18,476,000	(11,878,906) 16,508,441		
(8) そ の 他	(118,542,028) 139,118,853	(111,228,901) 132,784,421	補正前の額	4,459,000	(14,830,803) 14,732,663	(100,857,098) 122,510,758	
			補 正 額	-	-		
			計	4,459,000	(14,830,803) 14,732,663		
2 災 害 復 旧 債	(2,156,966) 2,187,686	(5,514,226) 5,570,720	補正前の額	724,000	(93,975) 68,165	(6,144,251) 6,226,555	
			補 正 額	-	-		
			計	724,000	(93,975) 68,165		
	(1) 総 務	3,000	3,000	補正前の額	-	-	3,000
				補 正 額	-	-	
				計	-	-	
	(2) 農 林 水 産	(462,183) 482,283	(1,332,593) 1,373,728	補正前の額	242,000	(34,092) 12,782	(1,540,501) 1,602,946
				補 正 額	-	-	
				計	242,000	(34,092) 12,782	
(3) 土 木	(1,691,783) 1,702,403	(4,178,633) 4,193,992	補正前の額	482,000	(59,883) 55,383	(4,600,750) 4,620,609	
			補 正 額	-	-		
			計	482,000	(59,883) 55,383		

区 分	前前年度末 現在高	前年度末 現在高	当該年度中増減見込み		当該年度末 現在高見込額	
			当該年度中 起債見込額	当該年度中元 金償還見込額		
	千円	千円	千円	千円	千円	
3 そ の 他	(2,051,594,802) 2,474,089,598	(2,093,147,539) 2,547,005,584	補正前の額	214,000,000	(156,010,835) 99,887,778	(2,151,136,704) 2,661,117,806
			補正額	-	-	
			計	214,000,000	(156,010,835) 99,887,778	
(1) 減税補填債	(101,122,379) 148,411,355	(89,161,783) 138,653,805	補正前の額	-	(11,550,300) 4,730,910	(77,611,483) 133,922,895
			補正額	-	-	
			計	-	(11,550,300) 4,730,910	
(2) 臨時税收補填債	(15,359,825) 18,395,000	(13,336,375) 18,395,000	補正前の額	-	(2,023,450) -	(11,312,925) 18,395,000
			補正額	-	-	
			計	-	(2,023,450) -	
(3) 減収補填債	(78,101,490) 78,899,760	(132,141,910) 133,150,000	補正前の額	-	(4,349,168) 4,590,578	(127,792,742) 128,559,422
			補正額	-	-	
			計	-	(4,349,168) 4,590,578	
(4) 臨時財政対策債	(1,852,578,650) 2,223,951,025	(1,832,261,859) 2,230,561,167	補正前の額	214,000,000	(125,451,885) 90,437,258	(1,920,809,974) 2,354,123,909
			補正額	-	-	
			計	214,000,000	(125,451,885) 90,437,258	
(5) 枠外債	79,458	68,612	補正前の額	-	11,501	57,111
			補正額	-	-	
			計	-	11,501	
(6) 調整債	4,353,000	13,670,000	補正前の額	-	117,531	13,552,469
			補正額	-	-	
			計	-	117,531	
(7) 猶予特例債	-	12,507,000	補正前の額	-	(12,507,000) -	(-) 12,507,000
			補正額	-	-	
			計	-	(12,507,000) -	
合 計	(3,376,669,780) 4,088,350,561	(3,397,200,710) 4,150,656,270	補正前の額	291,890,000	(288,987,587) 206,936,420	(3,400,165,123) 4,235,671,850
			補正額	62,000	-	
			計	291,952,000	(288,987,587) 206,936,420	

備考 () は満期一括償還に係る積立額を元金償還見込額に含めた額を示す。

5 SDG s を活用した社会的課題の解決促進について【政策局関係】

2款 総務費 1項 政策費

SDG s 推進事業費

(1) 目的

コロナ禍で一層深刻化する社会的課題（子どもの貧困等）の解決を図る。

(2) 内容

SDG s を道しるべに、多様な主体間のマッチング等を行うことで、「共助」の取組みを広げ、その成果を発信する。

(3) 予算額 15,000千円

【議案（条例その他 その2） 1頁 定県第66号議案】

6 かながわボランティア活動推進基金21条例の一部を改正する条例の概要

(1) 改正の趣旨

神奈川県住宅供給公社に貸し付けた賃貸住宅建設資金貸付金の全額償還に伴い、所要の改正を行うものである。

(2) 改正の内容

賃貸住宅建設資金貸付金の全額償還に伴い、同条例に規定する「財産の種類等」を改正する。（第3条関係）

(3) 施行期日

公布の日

7 地方税法第37条の2第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める条例の一部を改正する条例の概要

(1) 改正の趣旨

個人県民税の税額控除の対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人の控除対象期間を更新するため、所要の改正を行うものである。

(2) 改正の内容

個人県民税の税額控除の対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人のうち、1法人について、控除対象期間を更新するため、所要の規定の整備を行う。（別表関係）

(3) 施行期日

令和3年8月1日

8 事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例の概要

(1) 改正の趣旨

市町村への権限移譲に関する地方自治法第252条の17の2の規定に基づく市町村との協議の結果等により、市町村が処理する事務の範囲等について、所要の改正を行うものである。

(2) 改正の内容

ア 特定非営利活動促進法の一部改正に伴う改正 [1項目]

特定非営利活動法人を設立しようとする者からの申請があった場合の公表方法の改正に伴い、規定の整備をするもの

イ 神奈川県生活環境の保全等に関する条例の一部改正に伴う改正 [1項目]

石綿排出等作業に係る届出の受理等の事務を相模原市、平塚市及び藤沢市に移譲するもの

(3) 施行期日

令和3年10月1日。ただし、(2)アについては公布の日。

9 神奈川県手数料条例の一部を改正する条例の概要

(1) 改正の趣旨

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律の一部改正等に伴い、医療品製造管理又は品質管理の方法の区分適合性確認申請手数料等を新設するなど、所要の改正を行うものである。

(2) 改正の内容

ア 地域連携薬局、専門医療機関連携薬局の認定制度が設けられることから、当該認定に係る申請手数料を新設する。また、法施行前の事前申請に係る手数料を削除する。（別表の6 健康医療局関係）

イ 医薬品等の開発から市販後までの制度改善に係る改正に伴い、医薬品等の製造所において、保管のみを行う製造所の登録制度が設けられることなどにより、手数料を新設及び改定する。（別表の6 健康医療局関係）

ウ 製造販売承認申請時における医療機器及び体外診断用医薬品の製造管理又は品質管理の方法の適合性調査に係る手数料を廃止する。（別表の6 健康医療局関係）

エ その他所要の規定の整備を行う。（別表の6 健康医療局関係）

(3) 施行期日及び経過措置

ア 施行期日

令和3年8月1日。ただし、(2)ウについては公布の日。

イ 経過措置

この条例の施行の際現に申請書の受理をしているものに係る手数料（(2)イの改定手数料に限る。）については、なお従前の例による。

10 神奈川県県税条例の一部を改正する条例の概要

(1) 改正の趣旨

地方税法の一部改正に伴い、法人の事業税を課する事業に配電事業及び特定卸供給事業を追加するなど、所要の改正を行うものである。

(2) 改正の内容

ア 法人税における連結納税制度の見直しに伴う改正

法人税において設けられている連結納税制度がグループ通算制度へ移行することに伴い、法人の県民税及び事業税の課税に関する規定について、所要の改正を行う。（第17条第1項、附則第8項から第11項まで及び附則第13項関係）

イ 法人の事業税を課する事業の追加

電気事業法の一部改正により、新たな事業類型として配電事業及び特定卸供給事業が創設されることに伴い、法人の事業税を課する事業にこれらの事業を追加する。（第17条第2項、第18条第2項及び第3項並びに附則第15項関係）

ウ 電磁的記録等による帳簿の保存に係る承認制度の廃止

電磁的記録等による地方税関係帳簿の保存に係る知事の承認制度が廃止されることに伴い、ゴルフ場利用税の特別徴収義務者に備付け及び保存の義務を課している帳簿について、電磁的記録等による備付け及び保存を行う際の知事の承認を要しないこととする。（第35条関係）

(3) 施行期日及び経過措置

ア 施行期日

令和4年4月1日。ただし、(2)ウ及び(3)イ(エ)については、令和4年1月1日。

イ 経過措置

(ア) (2)アは、令和4年4月1日以後に開始する事業年度分の法人の県民税及び事業税について適用する。

(イ) 令和4年4月1日前に開始した事業年度分及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の県民税並びに同日前に開始した事業年度分の法人の事業税については、改正前の(2)アの規定は、なおその効力を有する。

- (ウ) (2)イは、令和4年4月1日以後に終了する事業年度に係る法人の事業税について適用し、同日前に終了した事業年度に係る法人の事業税については、なお従前の例による。
- (エ) (2)ウは、令和4年1月1日以後に備付けを開始する帳簿について適用する。

11 宿泊施設における新型コロナウイルス感染症対策等の支援について【国際文化観光局関係】

2款 総務費 9項 国際文化観光費

⑨ 宿泊施設感染症対策等事業費補助

(1) 目的

横浜・鎌倉・箱根といった観光地を抱える本県において、感染症の影響を受けている宿泊事業者を支援する。

(2) 内容

機械換気設備の導入など感染拡大防止対策に要する経費や、ワーケーションスペースの設置等に要する経費に対して補助する。

(3) 予算額 2,685,868千円

12 新型コロナウイルス感染症の拡大防止に係る指定管理施設の追加費用等の負担について【国際文化観光局関係】

2款 総務費 9項 国際文化観光費

県民ホール本館管理運営費

(1) 目的

県の指定管理施設における新型コロナウイルス感染症の拡大防止を図る。

(2) 内容

新型コロナウイルス感染症の影響による閉館等に伴う費用について負担する。

(現基本協定に定める年割額からの変更点：新型コロナウイルス感染症の影響による費用の増 年額+1,603千円、影響する年度 令和3年度)

(3) 予算額 1,603千円

県民ホール神奈川芸術劇場管理運営費

(1) 目的

県の指定管理施設における新型コロナウイルス感染症の拡大防止を図る。

(2) 内容

新型コロナウイルス感染症の影響による閉館等に伴う費用について負担する。

(現基本協定に定める年割額からの変更点：新型コロナウイルス感染症の影響による費用の増 年額+12,910千円、影響する年度 令和3年度)

(3) 予算額 12,910千円

県立音楽堂管理運営費

(1) 目的

県の指定管理施設における新型コロナウイルス感染症の拡大防止を図る。

(2) 内容

新型コロナウイルス感染症の影響による閉館等に伴う費用について負担する。

(現基本協定に定める年割額からの変更点：新型コロナウイルス感染症の影響による費用の増 年額+6,225千円、影響する年度 令和3年度)

(3) 予算額 6,225千円

13 食品産業における輸出向け対応施設の整備について【環境農政局関係】

7款 農林水産業費 1項 農業費

⑨ 食品産業施設整備事業費補助

(1) 目的

農林水産物・食品の輸出拡大を図る。

(2) 内容

食品製造事業者が行う輸出先の規制等への対応に必要な施設や機器の整備に対して補助する。

(3) 予算額 486,226千円

14 高病原性鳥インフルエンザ等防疫体制の整備について【環境農政局関係】

7款 農林水産業費 2項 畜産業費

一部⑨ 家畜伝染病予防費

(1) 目的

高病原性鳥インフルエンザ等の侵入リスクに備え、飼養衛生管理基準に基づいた防疫体制を整える。

(2) 内容

生産者団体が行う防鳥ネットの設置等に対して補助する。

(3) 予算額 7,013千円

15 新型コロナウイルス感染症対策に係る生活支援について【福祉子どもみらい局関係】

4款 民生費 1項 社会福祉費

一部⑨ 男女共同参画施策推進費

(1) 目的

孤独・孤立で不安を抱える女性が、社会との絆・つながりを回復することができるよう支援する。

(2) 内容

NPO等の知見を活用した相談、訪問支援や窓口等への同行、生活必需品（生理用品）の配布等を行う。

(3) 予算額 9,032千円

4款 民生費 4項 生活保護費

生活福祉資金貸付事業費補助

(1) 目的

生活困窮者の増加に対応するため、休業等により一時的に生活費が必要となった世帯等への支援を行う。

(2) 内容

生活福祉資金の特例貸付を行う県社会福祉協議会に貸付原資等の補助について、追加で措置する。

(3) 予算額 30,000,000千円

一部(新) 生活困窮者自立支援事業費

(1) 目的

生活福祉資金の貸付額が上限に達するなど、新たに貸付けを受けられず生活に困窮する者を支援する。

(2) 内容

生活困窮世帯を対象とした支援金を給付する。

(3) 予算額 119,700千円

保護施設等感染症対策費

(1) 目的

新型コロナウイルス感染症の影響による生活困窮者を支援する。

(2) 内容

福祉事務所等における相談体制の強化や保護施設等へのマスクや消毒液等の配布等を行う市町村に対して補助する。

(3) 予算額 48,723千円

16 高齢者施設における非常用自家発電設備等の整備について【福祉子ども
みらい局関係】

4款 民生費 3項 老人福祉費

民間老人福祉施設整備費補助

- (1) 目的
災害時における高齢者施設の機能を維持する。
- (2) 内容
非常用自家発電設備等の整備を行う事業者に対して補助する。
- (3) 予算額 126,335千円

17 新型コロナウイルス感染症対策に係る学びの保障等について【福祉子どもみらい局関係】

11款 教育費 8項 私学振興費

私立学校経常費補助

(1) 目的

私立学校における修学旅行等の中止又は延期によるキャンセル料等について、各家庭等の負担軽減を図る。

(2) 内容

修学旅行等の中止又は延期によるキャンセル料等について、私立学校が負担した経費を補助する。

(3) 予算額 112,586千円

18 婦人保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の概要

(1) 改正の趣旨

婦人保護施設の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、諸記録の作成、保存等について、電磁的記録により行うことができることを規定するなど、所要の改正を行うものである。

(2) 改正の内容

ア 婦人保護施設における諸記録の作成、保存等について、電磁的記録による対応を認める規定を新設する。（第18条関係）

イ その他所要の規定の整備を行う。（第12条関係）

(3) 施行期日

公布の日

19 地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の概要

(1) 改正の趣旨

地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、諸記録の作成、保存等について、電磁的記録により行うことができることを規定するなど、所要の改正を行うものである。

(2) 改正の内容

地域活動支援センターにおける諸記録の作成、保存等及び利用者等への説明、同意等について、電磁的記録等による対応を認める規定を新設する。（第22条関係）

(3) 施行期日

公布の日

20 福祉ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する
条例の概要

(1) 改正の趣旨

福祉ホームの設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、諸記録の作成、保存等について、電磁的記録により行うことができることを規定するなど、所要の改正を行うものである。

(2) 改正の内容

福祉ホームにおける諸記録の作成、保存等及び利用者等への説明、同意等について、電磁的記録等による対応を認める規定を新設する。（第20条関係）

(3) 施行期日

公布の日

21 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の概要

(1) 改正の趣旨

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、諸記録の作成、保存等について、電磁的記録により行うことができることを規定するなど、所要の改正を行うものである。

(2) 改正の内容

ア 児童福祉施設における諸記録の作成、保存等について、電磁的記録による対応を認める規定を新設する。（第112条関係）

イ その他所要の規定の整備を行う。（目次及び第81条関係）

(3) 施行期日

公布の日

22 指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の概要

(1) 改正の趣旨

指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、諸記録の作成、保存等について、電磁的記録により行うことができることを規定するなど、所要の改正を行うものである。

(2) 改正の内容

ア 指定障害児通所支援事業者等における諸記録の作成、保存等及び障害児等への交付、説明、同意等について、電磁的記録等による対応を認める規定を新設する。（第93条関係）

イ その他所要の規定の整備を行う。（目次、第6条、第7条及び第73条関係）

(3) 施行期日

公布の日

23 指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の概要

(1) 改正の趣旨

指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、諸記録の作成、保存等について、電磁的記録により行うことができることを規定するなど、所要の改正を行うものである。

(2) 改正の内容

ア 指定障害児入所施設等における諸記録の作成、保存等及び障害児等への交付、説明、同意等について、電磁的記録等による対応を認める規定を新設する。（第59条関係）

イ その他所要の規定の整備を行う。（目次関係）

(3) 施行期日

公布の日

24 指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の概要

(1) 改正の趣旨

指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、諸記録の作成、保存等について、電磁的記録により行うことができることを規定するなど、所要の改正を行うものである。

(2) 改正の内容

ア 指定障害福祉サービス事業者における諸記録の作成、保存等及び利用者等への交付、説明、同意、締結等について、電磁的記録等による対応を認める規定を新設する。（第209条関係）

イ その他所要の規定の整備を行う。（目次及び第208条関係）

(3) 施行期日

公布の日

25 指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の概要

(1) 改正の趣旨

指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、諸記録の作成、保存等について、電磁的記録により行うことができることを規定するなど、所要の改正を行うものである。

(2) 改正の内容

ア 指定障害者支援施設における諸記録の作成、保存等及び利用者等への交付、説明、同意、締結等について、電磁的記録等による対応を認める規定を新設する。（第62条関係）

イ その他所要の規定の整備を行う。（目次関係）

(3) 施行期日

公布の日

26 障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の概要

(1) 改正の趣旨

障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、諸記録の作成、保存等について、電磁的記録により行うことができることを規定するなど、所要の改正を行うものである。

(2) 改正の内容

ア 障害福祉サービス事業者における諸記録の作成、保存等及び利用者等への交付、説明、同意、締結等について、電磁的記録等による対応を認める規定を新設する。（第91条関係）

イ その他所要の規定の整備を行う。（目次関係）

(3) 施行期日

公布の日

27 障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の概要

(1) 改正の趣旨

障害者支援施設の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、諸記録の作成、保存等について、電磁的記録により行うことができることを規定するなど、所要の改正を行うものである。

(2) 改正の内容

ア 障害者支援施設における諸記録の作成、保存等及び利用者等への交付、説明、同意、締結等について、電磁的記録等による対応を認める規定を新設する。（第46条関係）

イ その他所要の規定の整備を行う。（目次関係）

(3) 施行期日

公布の日

28 保護施設等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する
条例の概要

(1) 改正の趣旨

救護施設、更生施設、授産施設及び宿所提供施設の設備及び運営に関する基準の一部改正等に伴い、保護施設等において感染症やハラスメント等への対策を強化するための基準を追加するなど、所要の改正を行うものである。

(2) 改正の内容

- ア 適切なハラスメント対策に関する規定を追加する。（第7条の2関係）
- イ 感染症や災害の発生時における業務継続計画に関する規定を追加する。（第7条の3関係）
- ウ 災害対応時における地域住民との連携に関する規定を追加する。（第8条関係）
- エ 感染症及び食中毒の発生の予防及びまん延の防止に関する規定を追加する。（第9条関係）
- オ 救護施設等における諸記録の作成、保存等について、電磁的記録による対応を認める規定を新設する。（第38条関係）
- カ その他所要の規定の整備を行う。（目次関係）

(3) 施行期日及び経過措置

ア 施行期日

令和3年8月1日。ただし、(2)オは公布の日。

イ 経過措置

(2)イ及び(2)エについて、令和6年3月31日までは努力義務とする。

29 和解の概要

(1) 目的

平塚児童相談所一時保護所における一時保護中の児童間の暴行事案に伴う損害賠償請求事件について、民事訴訟法第89条により横浜地方裁判所小田原支部から和解勧告があり、これに応じるものである。

(2) 和解の内容

ア 件名

平塚児童相談所一時保護所における一時保護中の児童間の暴行事案に伴う損害賠償請求事件に係る和解

イ 和解の相手方及び和解金額

(ア) 和解の相手方 県内在住 個人 ほか1名

(イ) 和解金額 40万円

(3) 事故の内容

平成30年6月25日から8月21日の間、平塚児童相談所一時保護所において、一時保護中の児童の間で暴行事案が発生した。

(4) 訴訟の経過

ア 原告らは、平塚児童相談所職員が加害児童や原告らに対する養育監督義務に関して、職務上通常尽くすべき注意義務を怠り、暴行事案の発生を防がなかったとして、県、加害児童及び加害児童父母を被告として、総額330万円を連帯して支払うことを求め、令和元年10月3日、横浜地方裁判所小田原支部に提訴した。

県は、一時保護所では、厚生労働省の一時保護ガイドラインに則り、運営は適切に行われていたこと、また、加害児童の行動履歴からは予見の可能性がないことから、県が責任を負うべきものではないとして応訴した。

イ その後、口頭弁論及び弁論準備手続が行われたが、令和3年4月16日に裁判所から和解が勧告され、県及び相被告らが原告らに和解金各40万円を個別に支払うことなどが記載された和解条項案が提示された。

30 新型コロナウイルス感染症対策に係る医療提供体制の維持等について
【健康医療局関係】

5款 衛生費 1項 公衆衛生費

新型コロナウイルス感染症対策費

(1) 目的

新型コロナウイルス感染症の更なる検査ニーズの増大に対応できる検査体制等を確保するとともに、感染症患者の医療費の負担軽減を図る。

(2) 内容

ア 感染症検査事業費

行政検査の民間検査機関への委託、検査費用の自己負担相当額の公費負担を行う。

イ 感染症患者入院医療費（国庫）

勧告等に基づき入院した感染症患者の医療費に係る自己負担相当額の公費負担を行う。

(3) 予算額 968,103千円

重点医療機関等整備運営事業費

(1) 目的

新型コロナウイルス感染症に係る医療提供体制の整備を図る。

(2) 内容

医療機関における体外式膜型人工肺（ECMO）や簡易陰圧装置などの医療機器整備等に対して補助する。

(3) 予算額 4,652,500千円

31 動産の取得の内容

- (1) 品目及び数量 イナビル吸入粉末剤20mg 行政備蓄用
278,020容器
- (2) 契約者名 第一三共株式会社
代表取締役社長 眞 鍋 淳
- (3) 契約金額 2億4,068万1,914円
- (4) 納入期限 令和4年3月31日
- (5) 契約の方法 随意契約
- (6) 随意契約理由 第一三共株式会社は、抗インフルエンザウイルス薬「イナビル」の創製・開発、製造販売承認を取得し、通常流通用イナビルとは別に、新型インフルエンザ対策に係る抗インフルエンザウイルス薬の確保用として、価格を低く設定し、国及び都道府県に直接販売する行政備蓄用イナビルを製造販売している。
- 本件は、特定の物品を購入するものであり、かつ当該物品の調達相手方は、第一三共株式会社に特定されるものであるため、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号に基づき、第一三共株式会社との随意契約により物品購入契約をすることとしたものである。

32 動産の取得の内容

- (1) 品目及び数量 タミフルカプセル75 100カプセル（P T P）備蓄用
11,552箱
- (2) 契約者名 中外製薬株式会社
営業本部長 日 高 伸 二
- (3) 契約金額 2億1,513万2,896円
- (4) 納入期限 令和4年3月31日
- (5) 契約の方法 随意契約
- (6) 随意契約理由 中外製薬株式会社は、抗インフルエンザウイルス薬「タミフルカプセル」の製造・販売に係る独占的ライセンスを持っており、通常流通用タミフルカプセルとは別に、新型インフルエンザ対策に係る抗インフルエンザウイルス薬の確保用として、価格を低く設定し、国及び都道府県に直接販売する行政備蓄用タミフルカプセルを製造販売している。
- 本件は、特定の物品を購入するものであり、かつ当該物品の調達相手方は、中外製薬株式会社に特定されるものであるため、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号に基づき、中外製薬株式会社との随意契約により物品購入契約をすることとしたものである。

33 テレワークの導入支援について【産業労働局関係】

6款 労働費 1項 労政費

一部^① 働き方改革推進事業費

(1) 目的

新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止し、「新しい生活様式」に沿った働き方の定着に向け、中小企業者等におけるテレワークを推進する。

(2) 内容

テレワークを導入し、在宅勤務やサテライトオフィス勤務を実施する中小企業者等に対し、テレワークに必要な通信機器の購入経費等に対して補助する。

(3) 予算額 187,752千円

34 新型コロナウイルス感染症対策に係る事業者支援について【産業労働局関係】

8款 商工費 1項 商工総務費

⑨ 中小企業等支援給付金事業費

(1) 目的

「酒類提供の停止」要請等により、売上に影響を受けている事業者を支援する。

(2) 内容

ア 酒類販売事業者等（売上が50%以上減少の場合）

国の月次支援金を受給した事業者に対し、1か月当たり、中小法人は上限20万円、個人事業者は上限10万円を、県独自の支援金として給付する。

イ 酒類販売事業者等（売上が30%以上50%未満減少の場合）

国の月次支援金の給付対象とならない事業者に対し、1か月当たり、中小法人は上限20万円、個人事業者は上限10万円を、県独自の支援金として給付する。

ウ その他の業種の事業者（売上が50%以上減少の場合）

国の月次支援金を受給した幅広い業種の事業者に対し、1か月当たり、中小法人は定額5万円、個人事業者は定額2.5万円を、県独自の支援金として給付する。

(3) 予算額 7,009,058千円

8款 商工費 3項 商工金融費

一部(新) 信用保証事業費補助

(1) 目的

月次支援金の給付対象とならない事業者も含め、中小企業者等を幅広く支援する。

(2) 内容

融資を受ける際の信用保証料に対する補助を拡充する。

(3) 予算額 1,140,150千円

35 地域公共交通事業者における新型コロナウイルス感染症対策強化への支援について【県土整備局関係】

9款 土木費 6項 都市行政費

⑨ 地域公共交通事業者感染症対策支援事業費

(1) 目的

地域公共交通サービスを維持するため、地域生活や経済活動を支える地域公共交通事業者を支援する。

(2) 内容

感染拡大防止対策を強化している一般乗合バス事業者やタクシー事業者に対し、消毒液の購入などに要する経費を支援する。

(3) 予算額 595,820千円

36 令和3年度一般会計6月補正予算（2）債務負担行為について【県土整備局関係】

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

(追 加)

事 項	限 度 額	区 分	期 間	金 額	左 の 財 源 内 訳		
都市公園指定管理費	千円			千円	特定財源		千円
	8,801,925	前年度末までの支出（見込）額		-		国庫支出金	-
		当該年度以降の支出予定額	令和3年度～令和8年度	8,801,925		県 債	-
						そ の 他	-
				一般財源	8,801,925		

37 令和3年度県営住宅事業会計6月補正予算（2）債務負担行為について
【県土整備局関係】

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額
又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

(追 加)

事 項	限 度 額	区 分	期 間	金 額	左 の 財 源 内 訳		
	千円			千円		千円	
県営住宅指定管理費	2,451,305千円に、国の交付金等を受けて実施する維持修繕業務に係る費用に4.5パーセントを乗じて得た額を加えた額	前年度末までの支出（見込）額		—	特定財源	国庫支出金	—
		当該年度以降の支出予定額	令和3年度～令和8年度	2,451,305千円に、国の交付金等を受けて実施する維持修繕業務に係る費用に4.5パーセントを乗じて得た額を加えた額		県 債	—
						そ の 他	事業収入、使用料及び手数料並びに財産収入
						繰越金	—
県営上溝団地特定事業費	15,441,235	前年度末までの支出（見込）額		—	特定財源	国庫支出金	4,097,714
		当該年度以降の支出予定額	令和3年度～令和11年度	15,441,235		県 債	10,795,000
						そ の 他	548,521
						繰越金	—
県営追浜第一団地特定事業費	4,040,163	前年度末までの支出（見込）額		—	特定財源	国庫支出金	1,022,978
		当該年度以降の支出予定額	令和3年度～令和9年度	4,040,163		県 債	2,872,000
						そ の 他	145,185
						繰越金	—
中高層公営住宅建設事業費	20,801	前年度末までの支出（見込）額		—	特定財源	国庫支出金	9,360
		当該年度以降の支出予定額	令和3年度～令和4年度	20,801		県 債	11,000
						そ の 他	441
						繰越金	—

【議案（条例その他 その2）40頁 定県第87号議案】

38 塚山公園の指定管理者の指定の概要

(1) 指定の趣旨

神奈川県都市公園条例第31条の規定に基づき、指定管理者を指定するものである。

(2) 指定の内容

- | | |
|----------------|----------------------------|
| ア 施設の名称 | 塚山公園 |
| イ 指定管理者 | |
| (ア) 名称 | 神奈川県公園協会・県立塚山公園保存会
グループ |
| (イ) 主たる事務所の所在地 | 横浜市中区扇町三丁目8番地8 |
| ウ 指定期間 | 令和4年4月1日から
令和9年3月31日まで |

【議案（条例その他 その2）41頁 定県第88号議案】

39 保土ヶ谷公園の指定管理者の指定の概要

(1) 指定の趣旨

神奈川県都市公園条例第31条の規定に基づき、指定管理者を指定するものである。

(2) 指定の内容

- | | |
|----------------|--------------------------------|
| ア 施設の名称 | 保土ヶ谷公園 |
| イ 指定管理者 | |
| (ア) 名称 | 神奈川県公園協会・サカタのタネグループ・オーチェー共同事業体 |
| (イ) 主たる事務所の所在地 | 横浜市中区扇町三丁目8番地8 |
| ウ 指定期間 | 令和4年4月1日から
令和9年3月31日まで |

40 三ツ池公園の指定管理者の指定の概要

(1) 指定の趣旨

神奈川県都市公園条例第31条の規定に基づき、指定管理者を指定するものである。

(2) 指定の内容

- | | |
|----------------|--------------------------------|
| ア 施設の名称 | 三ツ池公園 |
| イ 指定管理者 | |
| (ア) 名称 | 神奈川県公園協会・石勝エクステリア・サカタのタネGSグループ |
| (イ) 主たる事務所の所在地 | 横浜市中区扇町三丁目8番地8 |
| ウ 指定期間 | 令和4年4月1日から
令和9年3月31日まで |

41 葉山公園及びはやま三ヶ岡山緑地の指定管理者の指定の概要

(1) 指定の趣旨

神奈川県都市公園条例第31条の規定に基づき、指定管理者を指定するものである。

(2) 指定の内容

- | | |
|----------------|---------------------------|
| ア 施設の名称 | 葉山公園及びはやま三ヶ岡山緑地 |
| イ 指定管理者 | |
| (ア) 名称 | 三菱電機ライフサービス株式会社 |
| (イ) 主たる事務所の所在地 | 東京都港区芝公園二丁目4番1号芝パークビルB館7F |
| ウ 指定期間 | 令和4年4月1日から
令和9年3月31日まで |

【議案（条例その他 その2）44頁 定県第91号議案】

42 湘南海岸公園の指定管理者の指定の概要

(1) 指定の趣旨

神奈川県都市公園条例第31条の規定に基づき、指定管理者を指定するものである。

(2) 指定の内容

ア 施設の名称	湘南海岸公園
イ 指定管理者	
(ア) 名称	株式会社湘南なぎさパーク
(イ) 主たる事務所の所在地	藤沢市鵜沼橋一丁目2番7号藤沢トーセイビル5F
ウ 指定期間	令和4年4月1日から 令和9年3月31日まで

【議案（条例その他 その2）45頁 定県第92号議案】

43 城ヶ島公園の指定管理者の指定の概要

(1) 指定の趣旨

神奈川県都市公園条例第31条の規定に基づき、指定管理者を指定するものである。

(2) 指定の内容

ア 施設の名称	城ヶ島公園
イ 指定管理者	
(ア) 名称	三浦市観光協会・湯山造園土木・京浜急行電鉄グループ
(イ) 主たる事務所の所在地	三浦市南下浦町上宮田1450番地4
ウ 指定期間	令和4年4月1日から 令和9年3月31日まで

【議案（条例その他 その2）46頁 定県第93号議案】

44 恩賜箱根公園の指定管理者の指定の概要

(1) 指定の趣旨

神奈川県都市公園条例第31条の規定に基づき、指定管理者を指定するものである。

(2) 指定の内容

ア 施設の名称	恩賜箱根公園
イ 指定管理者	
(ア) 名称	神奈川県公園協会・ランドフローラ・小田急箱根HDグループ
(イ) 主たる事務所の所在地	横浜市中区扇町三丁目8番地8
ウ 指定期間	令和4年4月1日から 令和9年3月31日まで

【議案（条例その他 その2）47頁 定県第94号議案】

45 辻堂海浜公園及び湘南汐見台公園の指定管理者の指定の概要

(1) 指定の趣旨

神奈川県都市公園条例第31条の規定に基づき、指定管理者を指定するものである。

(2) 指定の内容

ア 施設の名称	辻堂海浜公園及び湘南汐見台公園
イ 指定管理者	
(ア) 名称	公園協会・オーチャー・サカタのタネ・小田急電鉄共同事業体
(イ) 主たる事務所の所在地	横浜市中区扇町三丁目8番地8
ウ 指定期間	令和4年4月1日から 令和9年3月31日まで

【議案（条例その他 その2）48頁 定県第95号議案】

46 観音崎公園の指定管理者の指定の概要

(1) 指定の趣旨

神奈川県都市公園条例第31条の規定に基づき、指定管理者を指定するものである。

(2) 指定の内容

ア 施設の名称	観音崎公園
イ 指定管理者	
(ア) 名称	神奈川県公園協会・京急サービス共同事業体
(イ) 主たる事務所の所在地	横浜市中区扇町三丁目8番地8
ウ 指定期間	令和4年4月1日から 令和9年3月31日まで

【議案（条例その他 その2）49頁 定県第96号議案】

47 東高根森林公園の指定管理者の指定の概要

(1) 指定の趣旨

神奈川県都市公園条例第31条の規定に基づき、指定管理者を指定するものである。

(2) 指定の内容

ア 施設の名称	東高根森林公園
イ 指定管理者	
(ア) 名称	株式会社石勝エクステリア
(イ) 主たる事務所の所在地	東京都世田谷区玉川二丁目2番1号
ウ 指定期間	令和4年4月1日から 令和9年3月31日まで

【議案（条例その他 その2）50頁 定県第97号議案】

48 相模原公園の指定管理者の指定の概要

(1) 指定の趣旨

神奈川県都市公園条例第31条の規定に基づき、指定管理者を指定するものである。

(2) 指定の内容

ア 施設の名称	相模原公園
イ 指定管理者	
(ア) 名称	神奈川県公園協会・サカタのタネ・サカタのタネGSグループ
(イ) 主たる事務所の所在地	横浜市中区扇町三丁目8番地8
ウ 指定期間	令和4年4月1日から 令和9年3月31日まで

【議案（条例その他 その2）51頁 定県第98号議案】

49 大磯城山公園の指定管理者の指定の概要

(1) 指定の趣旨

神奈川県都市公園条例第31条の規定に基づき、指定管理者を指定するものである。

(2) 指定の内容

ア 施設の名称	大磯城山公園
イ 指定管理者	
(ア) 名称	神奈川県公園協会・湘南造園グループ
(イ) 主たる事務所の所在地	横浜市中区扇町三丁目8番地8
ウ 指定期間	令和4年4月1日から 令和9年3月31日まで

【議案（条例その他 その2）52頁 定県第99号議案】

50 七沢森林公園の指定管理者の指定の概要

(1) 指定の趣旨

神奈川県都市公園条例第31条の規定に基づき、指定管理者を指定するものである。

(2) 指定の内容

ア 施設の名称	七沢森林公園
イ 指定管理者	
(ア) 名称	公益財団法人神奈川県公園協会
(イ) 主たる事務所の所在地	横浜市中区扇町三丁目8番地8
ウ 指定期間	令和4年4月1日から 令和9年3月31日まで

【議案（条例その他 その2）53頁 定県第100号議案】

51 四季の森公園の指定管理者の指定の概要

(1) 指定の趣旨

神奈川県都市公園条例第31条の規定に基づき、指定管理者を指定するものである。

(2) 指定の内容

ア 施設の名称	四季の森公園
イ 指定管理者	
(ア) 名称	神奈川県公園協会・大和情報サービス・ サカタのタネGSグループ
(イ) 主たる事務所の所在地	横浜市中区扇町三丁目8番地8
ウ 指定期間	令和4年4月1日から 令和9年3月31日まで

【議案（条例その他 その2）54頁 定県第101号議案】

52 座間谷戸山公園の指定管理者の指定の概要

(1) 指定の趣旨

神奈川県都市公園条例第31条の規定に基づき、指定管理者を指定するものである。

(2) 指定の内容

ア 施設の名称	座間谷戸山公園
イ 指定管理者	
(ア) 名称	公益財団法人神奈川県公園協会
(イ) 主たる事務所の所在地	横浜市中区扇町三丁目8番地8
ウ 指定期間	令和4年4月1日から 令和9年3月31日まで

【議案（条例その他 その2）55頁 定県第102号議案】

53 津久井湖城山公園の指定管理者の指定の概要

(1) 指定の趣旨

神奈川県都市公園条例第31条の規定に基づき、指定管理者を指定するものである。

(2) 指定の内容

ア 施設の名称	津久井湖城山公園
イ 指定管理者	
(ア) 名称	神奈川県公園協会・サカタのタネグリーンサービスグループ
(イ) 主たる事務所の所在地	横浜市中区扇町三丁目8番地8
ウ 指定期間	令和4年4月1日から 令和9年3月31日まで

【議案（条例その他 その2）56頁 定県第103号議案】

54 茅ヶ崎里山公園の指定管理者の指定の概要

(1) 指定の趣旨

神奈川県都市公園条例第31条の規定に基づき、指定管理者を指定するものである。

(2) 指定の内容

ア 施設の名称	茅ヶ崎里山公園
イ 指定管理者	
(ア) 名称	神奈川県公園協会・小田急ビルサービスグループ
(イ) 主たる事務所の所在地	横浜市中区扇町三丁目8番地8
ウ 指定期間	令和4年4月1日から 令和9年3月31日まで

【議案（条例その他 その2）57頁 定県第104号議案】

55 あいかわ公園の指定管理者の指定の概要

(1) 指定の趣旨

神奈川県都市公園条例第31条の規定に基づき、指定管理者を指定するものである。

(2) 指定の内容

ア 施設の名称	あいかわ公園
イ 指定管理者	
(ア) 名称	公益財団法人宮ヶ瀬ダム周辺振興財団
(イ) 主たる事務所の所在地	愛甲郡清川村宮ヶ瀬940-4番地
ウ 指定期間	令和4年4月1日から 令和9年3月31日まで

【議案（条例その他 その2）58頁 定県第105号議案】

56 おだわら諏訪の原公園の指定管理者の指定の概要

(1) 指定の趣旨

神奈川県都市公園条例第31条の規定に基づき、指定管理者を指定するものである。

(2) 指定の内容

ア 施設の名称	おだわら諏訪の原公園
イ 指定管理者	
(ア) 名称	おだわら諏訪の原公園パートナーズ
(イ) 主たる事務所の所在地	横浜市磯子区杉田四丁目5番10号
ウ 指定期間	令和4年4月1日から 令和9年3月31日まで

【議案（条例その他 その2）59頁 定県第106号議案】

57 境川遊水地公園の指定管理者の指定の概要

(1) 指定の趣旨

神奈川県都市公園条例第31条の規定に基づき、指定管理者を指定するものである。

(2) 指定の内容

ア 施設の名称	境川遊水地公園
イ 指定管理者	
(ア) 名称	神奈川県公園協会・サカタのタネグリーンサービスグループ
(イ) 主たる事務所の所在地	横浜市中区扇町三丁目8番地8
ウ 指定期間	令和4年4月1日から 令和9年3月31日まで

【議案（条例その他 その2）60頁 定県第107号議案】

58 県営住宅（横浜等地域）の指定管理者の指定の概要

(1) 指定の趣旨

神奈川県県営住宅条例第66条の規定に基づき、指定管理者を指定するものである。

(2) 指定の内容

ア 施設の名称	県営住宅（横浜等地域）
イ 施設の所在地	横浜市、平塚市、鎌倉市、藤沢市、小田原市、茅ヶ崎市、秦野市、厚木市、大和市、伊勢原市、海老名市、綾瀬市、寒川町、二宮町及び山北町
ウ 指定管理者	
(ア) 名称	株式会社東急コミュニティー
(イ) 主たる事務所の所在地	東京都世田谷区用賀四丁目10番1号
エ 指定期間	令和4年4月1日から 令和9年3月31日まで

【議案（条例その他 その2）61頁 定県第108号議案】

59 県営住宅（川崎地域）の指定管理者の指定の概要

(1) 指定の趣旨

神奈川県県営住宅条例第66条の規定に基づき、指定管理者を指定するものである。

(2) 指定の内容

ア 施設の名称	県営住宅（川崎地域）
イ 施設の所在地	川崎市
ウ 指定管理者	
(ア) 名称	株式会社東急コミュニティー
(イ) 主たる事務所の所在地	東京都世田谷区用賀四丁目10番1号
エ 指定期間	令和4年4月1日から 令和9年3月31日まで

【議案（条例その他 その2）62頁 定県第109号議案】

60 県営住宅（相模原等地域）の指定管理者の指定の概要

(1) 指定の趣旨

神奈川県県営住宅条例第66条の規定に基づき、指定管理者を指定するものである。

(2) 指定の内容

ア 施設の名称	県営住宅（相模原等地域）
イ 施設の所在地	相模原市、座間市及び愛川町
ウ 指定管理者	
(ア) 名称	株式会社東急コミュニティー
(イ) 主たる事務所の所在地	東京都世田谷区用賀四丁目10番1号
エ 指定期間	令和4年4月1日から 令和9年3月31日まで

【議案（条例その他 その2）63頁 定県第110号議案】

61 厚生住宅及び県営住宅（横須賀三浦地域）の指定管理者の指定の概要

(1) 指定の趣旨

旧神奈川県営の厚生住宅に関する条例第10条及び神奈川県県営住宅条例第66条の規定に基づき、指定管理者を指定するものである。

(2) 指定の内容

ア 施設の名称	厚生住宅及び県営住宅（横須賀三浦地域）
イ 施設の所在地	横須賀市、逗子市、三浦市及び葉山町
ウ 指定管理者	
(ア) 名称	株式会社東急コミュニティー
(イ) 主たる事務所の所在地	東京都世田谷区用賀四丁目10番1号
エ 指定期間	令和4年4月1日から 令和9年3月31日まで

62 新型コロナウイルス感染症対策に係る学びの保障等について【教育委員会関係】

11款 教育費 4項 高等学校費

維持運営費

(1) 目的

県立高校及び中等教育学校における修学旅行等の中止又は延期によるキャンセル料等について、各家庭等の負担軽減を図る。

(2) 内容

修学旅行等の中止又は延期によるキャンセル料等について、県が負担する。

(3) 予算額 183,590千円

11款 教育費 5項 特別支援学校費

維持運営費

(1) 目的

県立特別支援学校における修学旅行の中止又は延期によるキャンセル料等について、各家庭等の負担軽減を図る。

(2) 内容

修学旅行の中止又は延期によるキャンセル料等について、県が負担する。

(3) 予算額 6,101千円

63 県立高校における耐震補強工事について【教育委員会関係】

11款 教育費 4項 高等学校費

高等学校施設整備工事費

(1) 目的

耐震補強工事及び老朽化対策を実施する。

(2) 内容

厚木高校の耐震補強工事において、着工後、想定以上の老朽化が判明したため、既設定の継続費を変更する。

(3) 予算額 62,000千円

64 令和3年度一般会計6月補正予算（2）継続費について【教育委員会関係】

継続費についての前前年度末までの支出額、前年度末までの支出額又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額並びに事業の進行状況等に関する調査

(変更)

款 項 事業名	全 体 計 画						前 年 末 で 支 出 額	前 年 度 末 ま の 支 出 額 (見込)	前 年 度 末 ま の 支 出 額	当 該 年 度 末 ま の 支 出 額	当 該 年 度 末 ま の 支 出 額	翌 年 度 以 降 の 支 出 額	繼 続 費 の 総 額 に 対 す る 進 捗 率	
	年 度	区 分	年 割 額	左の財源内訳										一 般 財 源
				特 定 財 源										
				国 庫 支 出 金	県 債	そ の 他								
11 教育費		千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	%		
4 高等学校校費 厚木高校整備 工事費	2	補正前 の額	206,000	-	206,000	-	-	-	-	89,400	-	89,400	-	13
		補正 の額	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		補正後 の額	206,000	-	206,000	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	3	補正前 の額	436,000	-	436,000	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		補正 の額	62,000	-	62,000	-	-	-	-	614,600	614,600	-	-	87
		補正後 の額	498,000	-	498,000	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	計	補正前 の額	642,000	-	642,000	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		補正 の額	62,000	-	62,000	-	-	-	-	89,400	614,600	704,000	-	100
		補正後 の額	704,000	-	704,000	-	-	-	-	-	-	-	-	-

65 動産の取得の内容

- (1) 品目及び数量 書架
154台
- (2) 契約者名 丸善雄松堂株式会社
代表取締役 矢野正也
- (3) 契約金額 2億5,740万円
- (4) 納入期限 令和4年5月31日
- (5) 契約の方法 一般競争入札

66 警察組織に関する条例の一部を改正する条例の概要

(1) 改正の趣旨

緑警察署の庁舎新築移転に伴い、「警察組織に関する条例」に規定する警察署の位置について、所要の改正を行うものである。

(2) 改正の内容

緑警察署の位置を改正する。（別表関係）

(3) 施行期日

公布の日から起算して5月を超えない範囲内において公安委員会規則で定める日

67 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る信号機等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の概要

(1) 改正の趣旨

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る信号機等に関する基準を定める規則の一部改正を踏まえ、信号機に関する基準に、スマートフォン等の通信端末機器に対して歩行者用青信号の表示に関する情報を送信する機能を追加することに関し、所要の改正を行うものである。

(2) 改正の内容

信号機に関する基準に、歩行者用青信号の表示に関する情報を視覚障害者が使用する通信端末機器に送信することができるもの（高度化PICS）が含まれていることを明示する。（第2条関係）

(3) 施行期日

公布の日

68 和解の概要

(1) 目的

県警察職員による証拠品の所有者への交付時における過失に伴う損害賠償請求事件について、民事訴訟法第89条により横浜地方裁判所から和解勧告があり、これに応じるものである。

(2) 和解の内容

ア 件名

県警察職員による証拠品の所有者への交付時における過失に伴う損害賠償請求事件に係る和解

イ 和解の相手方及び和解金額

(ア) 和解の相手方 県内在住 個人

(イ) 和解金額 50万円

(3) 事件の内容

令和2年5月7日、県警察職員による証拠品の所有者への交付時に過失があり、和解の相手方に損害を発生させた。

(4) 訴訟の経過

ア 原告は、本件について、

- ・ 県警察職員による証拠品の所有者への交付時に過失があり、損害が発生した。
- ・ 神奈川県は、国家賠償法第1条第1項に基づき、原告に対し賠償する責任を負う。

などと主張し、神奈川県に対し、110万円の損害賠償を求め、令和2年10月14日、横浜地方裁判所に提訴した。

イ 本訴訟について審理を継続していたところ、令和3年3月25日、横浜地方裁判所から、

- ・ 県警察職員の過失は明らかである。

として、神奈川県が原告に対し和解金50万円を支払う和解案が提示された。

69 動産の取得の内容

- (1) 品目及び数量 警察本部ヘリコプターテレビ受信システム 一式
- (2) 契約者名 株式会社東通インターナショナル
代表取締役 伊藤 章
- (3) 契約金額 1億890万円
- (4) 納入期限 令和4年2月28日
- (5) 契約の方法 一般競争入札